

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項、評議員の選任及び解任方法、定款例（案）が示される～社会福祉法人制度改革に係る事務連絡が発出～ …………… 1

## 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項、評議員の選任及び解任方法、定款例（案）が示される ～社会福祉法人制度改革に係る事務連絡が発出～

厚生労働省は、平成 28 年 6 月 20 日付で、社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について、以下の 6 点の事務連絡を発出しました。

- ①社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）
- ②「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ について
- ③社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について
- ④社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について
- ⑤社会福祉法人制度改革における理事等の解任について
- ⑥社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について

※いずれも別添及び全保協ホームページ「保育制度関係資料」に掲載の内容を参照。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/hoikuseido/hoikusiryoo.html>

①の留意事項に対応して、②の FAQ（よくある質問と回答）がまとめられていますので、併せて内容をご確認ください。なお、現時点の考え方が示されたものであり、今後随時追加等がされ、また変更があり得るとされています。

②の FAQ では、「評議員の特殊関係者」について、以下に抜粋する複数法人の兼務等の取扱い等、複数具体例が図示されています。

### 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ について（抜粋）

問 11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

- （答） 1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。
2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3 名以上とすることが適当である。

【参考】③社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について（抜粋）

（例）（評議員の選任及び解任）

- 第〇条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。
  - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

問 14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

（答） 1. 人数に制限なく兼務可能である。

問 15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

- （答） 1. 人数に制限なく兼務可能である。
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A 社会福祉法人の評議員の過半数を B 社会福祉法人の役員が占める場合においては、A 社会福祉法人の役員又は職員が B 社会福祉法人の評議員となることはできない。

問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

- （答） 1. 可能である。
2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

なお、評議員の員数の経過措置については、④「社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について」で、『平成 27 年度のサービス活動収益が「4 億円を超えない法人』とする方向性が示されています。

また、会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」を基準とする予定であるとされ、この基準は、今後政令で定められることとなります。